

掲示事項 (介護予防)通所リハビリテーション

運営規程の概要

フリガナ	ナガオカシオグニシンリョウジョ							サービスの種類	(介護予防)通所リハビリテーション													
事業所名	長岡市小国診療所							事業所番号	1570204022													
所在地	〒949-5331 新潟県長岡市小国町榎沢88番地							フリガナ	フクイ カズヒト													
連絡先	電話番号	0258-95-2010						FAX番号	0258-95-5212													
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日													
	休	休	○	休	○	○	休	休														
営業時間	平 日	8:30~17:00						備考	サービス提供時間 9:00~16:20													
	土 曜 日	-																				
	日 曜・祝 日	-																				
利用定員	10名	実施単位数			2 単位																	
利用料	法定代理受領分			厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)																		
	法定代理受領分以外			厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)																		
その他の費用																						
通常の事業の実施地域	新潟県中越地区全域																					
	備考																					

従業者の勤務体制

職種	員 数	
	常勤	非常勤
医師	1人	2人
理学療法士		3人

秘密の保持

- 当事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所では、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

利用料その他の費用の額	地域区分	なし	単価	10 円
-------------	------	----	----	------

※利用者負担金(法定代理受領分)は、利用料の1割で表示。一定以上の所得がある65歳以上の方は2割又は3割負担となります。

《通所リハビリテーション》…短時間通所(所要時間1時間以上2時間未満の場合)の場合

・基本部分

要介護度	単位	基本利用料	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
要介護1	(369)	3,690 円	369 円	3,690 円
要介護2	(398)	3,980 円	398 円	3,980 円
要介護3	(429)	4,290 円	429 円	4,290 円
要介護4	(458)	4,580 円	458 円	4,580 円
要介護5	(491)	4,910 円	491 円	4,910 円

・加算及び減算

加 算 ・ 減 算	単位	利用料 (一部除き1日につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
リハビリテーションマネジメント加算(1月につき)	(イ) 6月以内 (560)	5,600 円	560 円	5,600 円
	(イ) 6月超 (240)	2,400 円	240 円	2,400 円
	(ロ) 6月以内 (593)	5,930 円	593 円	5,930 円
	(ロ) 6月超 (273)	2,730 円	273 円	2,730 円
短期集中個別リハビリテーション実施加算	(110)	1,100 円	110 円	1,100 円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	I (240)	2,400 円	240 円	2,400 円
送迎を行わない場合の減算 (片道につき)	(-47)	-470 円	-47 円	-470 円

《介護予防通所リハビリテーション》

・基本部分(1月につき)

要介護度	単位	基本利用料	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
要支援1	(2268)	22,680 円	2,268 円	22,680 円
要支援2	(4228)	42,280 円	4,228 円	42,280 円

《通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション共通》

・加算

科学的介護推進体制加算 (40)	400 円	40 円	400 円
---------------------	-------	------	-------

事故発生時の対応

- 当事業所では、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所では、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所では、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

苦情処理の体制

....別紙のとおり

(「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)

第三者評価実施の有無

第三者評価の実施状況	1	有り	実施日	令和	年	月	日
			評価機関名称				
	②	無し	結果の開示	1	あり	2	なし

社会医療法人崇徳会 長岡市小国診療所